

特別養護老人ホームみゆき園利用料一覧【2割負担】

令和3年8月～

介護福祉施設サービス費				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1146 円	1282 円	1424 円	1560 円	1694 円

【加算料金（日額）】介護保険の適用になります。

日常生活継続支援加算	72 円		新規入所者のうち要介護4及び5の方が70%以上おられ、介護福祉士の数が利用者6名に対し1名以上配置した場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅰ）	8 円		常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅱ）	16 円		看護職員を手厚く配置し、看護職員と24時間連絡できる体制を確保している場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	26 円		夜勤を行う職員の介護・看護職員の数に1名加えた職員を配置した場合に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	24 円		機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	16 円	○	上記の内容に加えて、厚生労働省へ提出した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	22 円	○	管理栄養士が配置されており、医師や看護師と共同して栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施します。利用者ごとの栄養状態を把握し、状態に応じて栄養ケア計画を作成した場合に加算されます。
生活機能向上連携加算	200 円/月		リハビリテーションを実施している医療提供機関の理学療法士等が施設を訪問し、施設職員と共同で個別訓練計画を作成し機能訓練を実施した場合に加算されます。
排せつ支援加算（Ⅰ）	20 円/月	○	排泄に介護を必要とする方に対して、計画を作成し、支援を継続して実施し、要介護状態の軽減が見込まれる場合に加算されます。排泄の状態の改善によって、Ⅰ～Ⅲのいずれか加算されます。
（Ⅱ）	30 円/月	○	
（Ⅲ）	40 円/月	○	
ADL維持等加算（Ⅰ）	60 円/月	○	Berthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し、6月目の月に測定したADL値や要介護の状況等に応じた値を加えて得た値によって、ⅠかⅡのいずれか加算されます。
（Ⅱ）	120 円/月	○	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	180 円/月		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、計画書を作成したうえで、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に具体的な指導や相談に応じる体制を整えた際に加算されます。厚生労働省への提出の有無により、ⅠかⅡのいずれか加算されます。
（Ⅱ）	220 円/月	○	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	20 円/月	○	多職種（医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等）共同で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を3か月に1回作成し、褥瘡管理を実施した場合に加算されます。利用者の状態に応じてⅠ～Ⅲのいずれか加算されます。
（Ⅱ）	30 円/月	○	
（Ⅲ）	40 円/月		
介護職員処遇改善加算	（月額）1月あたりの総単位に8.3%を乗じた単位数 H31年4月～		
特定処遇改善加算Ⅰ	（月額）1月あたりの総単位に2.7%を乗じた単位数 令和元年10月～		

※○がついている加算については、ご利用者の情報を厚生労働省へ提出した際に加算されるものとなります。
利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画の改善を行い、利用者へより質の高いケアの提供を行います。

【上記以外の加算料金（日額）・・・対象となられる方は下記の料金が加算されます】
介護保険の適用になります

初期加算	60 円	入所日から30日間に限って加算されます	
外泊加算	492 円	2泊以上の外泊・入院時に加算されます	
安全対策体制加算	40 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備し、入所時のみ加算されます	
看取り介護加算	144 円	死亡日以前 31日以上45日以下	医師が終末期にあると判断し、関連職種が共同して看取り介護を行った場合に加算されます
	288 円	死亡日以前 4日以上30日以下	
	1,360 円	死亡以前 2日又は3日	
	2,560 円	死亡日	
経口移行加算	56 円	経管栄養により食事を摂取されている方に、経口摂取を進める為の計画書を作成し特別な管理を行う場合に加算されます	
経口維持加算（Ⅰ）	800 円/月	摂食機能障害や誤嚥がある方に食事の観察及び会議を開催し経口維持計画を作成している方に加算されます	
低栄養リスク改善加算	600 円/月	低栄養リスクの高い入所者に対し、低栄養状態を改善する為の計画書を作成し栄養・食事調整を行う場合に加算されます	
再入所時栄養連携加算	800 円/回	医療機関に入院し施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます	
療養食加算(1食あたり)	12 円	療養食を提供した場合に加算されます (糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・心臓病食等)	

※外泊・入院当日は外泊加算対象外です。基本料に

【食費と居住費の利用料金（日額）】介護保険の適用にならないサービス。

介護保険負担限度額認定段階	食費負担額	居住費負担額	
		多床室	従来型個室
4段階 (課税世帯の方)	1,710 円	900円	1,200 円

1ヶ月（31日とした場合）の基本利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	46,365 円	51,044 円	55,931 円	60,610 円	65,221 円
預かり金管理料	1,550 円				

【みゆき園 利用料 総合計】

居室・負担割合段階		介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	多床室	第4段階	127,275 円	131,954 円	136,841 円	141,520 円	146,131 円
	従来型 個室	第4段階	136,575 円	141,254 円	146,141 円	150,820 円	155,431 円

- 1ヶ月の基本料金には日常生活継続支援加算、看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算、生活機能向上連携加算、褥瘡マネジメント加算、介護職員処遇改善加算等を含んだ金額となっております。
- 洗濯代・オムツ（リハビリパンツ等）代は基本料金に含まれます。但し、材質により洗濯ができない場合がありますのでご了承ください。外部クリーニングを依頼される場合は実費負担となります。
- 預り金管理料は1日50円となります。通帳管理、支払い代行、その他金品の管理料となります。
- 医療費・薬代は利用に応じて実費負担となります。（医療保険適用）
- 日常生活費 個別に使用する電気代、理美容代、口腔ケアセット代、嗜好品、身の回り品等は実費となります。※⑤の詳細

電気代：テレビ等電気使用量 300円/日 口腔ケアセット代：別紙参照
理美容代：毎月2回実施 カット男性 1700円～ カット女性 2000円～
趣味活動費：(フラワー教室 990円、木工教室 1500円、美容教室 500円)